

## 滋賀県地震防災プログラム (第2次) の概要

### プログラム策定の趣旨およびこれまでの経過

大規模な地震の発生が危惧される中、地震防災対策は非常に多岐にわたり、多額の財源を要することから、限られた財源の中で、計画的かつ効率的、効果的に地震対策に取り組むため、「滋賀県地域防災計画 (震災対策編)」に基づき実施する施策のうち、重点的に取り組む事業のアクションプログラム (実行計画) として、滋賀県地震防災プログラムを策定している。

これまで、平成 15 年度から 24 年度までの 10 年間を計画期間とする第 1 次の地震防災プログラムでは、計画期間の半分を経過した時点で、事業の進捗状況の見極めを行ったところ、事業の大半は目標達成に向けて順調に進捗し、一定の成果が認められたものの、「防災上特に重要な県有施設の耐震化」については、平成 24 年度までの計画期間内での目標達成は極めて困難であると判断し、当該事業のみ、計画期間を 5 年間延長し、平成 29 年度までとした。(平成 21 年 3 月改訂)

### 内容の改訂および計画期間

- ◇ 本県に甚大な影響を及ぼす可能性のある 6 つの地震に係る地震被害想定結果の公表 (平成 26 年 3 月) を受け、それを新たに地震防災対策に反映していくとともに、また、「防災上特に重要な県有施設の耐震化」以外の地震防災対策は、一定の成果を上げながらも平成 24 年度末に計画期間を満了したが、東日本大震災の発災や発生確率が非常に高い南海トラフ巨大地震の発生懸念を考慮した場合、引き続き計画的かつ効率的、効果的に地震対策に取り組む必要があることから、各事業主管課から提示された事業 (地震防災プログラム (第 1 次) の事業のうち継続となる事業と平成 26 年度からの新規事業 (平成 25 年度からの継続事業を含む。)) を整理し、体系化するとともに、「防災上特に重要な県有施設の耐震化」の事業計画期間の終期と合わせる形で、平成 29 年度までの地震防災プログラムとして地震防災対策を推進するもの。

- ◇ 計画期間

平成 26 年度から 29 年度までの 4 か年

(ただし、地震防災に係る多くの事業が地震防災プログラム (第 1 次) の終了後も引き続き実施していることから、平成 25 年度の事業計画および実績を記載することで事業の継続性を表現している。)

## 改訂にあたっての主な修正点

- ◇ 耐震化の対象となる県有施設の施設区分および施設数の見直し  
改訂に先立ち、耐震化の更なる促進を目指し、従来は防災上重要な施設の区分であった「警察署・交番・駐在所」を防災上特に重要な県有施設の区分に変更するなど、実態に応じた施設区分への見直しを行うとともに、市町等への移管、用途廃止、解体等により県有施設から除外する必要がある施設を対象施設数から除外した。
  
- ◇ 新たな施策の追加
  - 1 実行 29 県行政機関における庁内情報基盤の防災機能の強化
    - 個別事項 29-1 情報システムへのリモート接続環境の整備・・・(P66)
    - 個別事項 29-2 びわ湖情報ハイウェイ（基幹部分）の耐災害性強化・・・(P66)
    - 個別事項 29-3 県行政ネットワーク（構内回線）の耐災害性強化・・・(P67)
  - ⇒ 大規模災害発生に備え、リモート接続環境の整備やびわ湖情報ハイウェイ、行政ネットワークの耐災害性を強化する。
  - 2 実行 30 土地情報のデータ化
    - 個別事項 30-1 地籍調査の推進・・・(P68)
    - ⇒ 災害発生時の円滑な復旧の基本情報となる土地情報（所有者、地番、境界、面積等）を復元可能な数値データで整備、保存する地籍調査の実施を支援する。
  
- ◇ 施策の完了に伴う削除
  - 1 農村地域防災設備等の整備促進  
第1次プログラム計画期間（平成24年度末）中に整備計画を完了したため。

プログラムの体系

基礎調査の結果に基づき、3つの基本施策と73の個別施策により、32の実行の徹底を図ります。



改訂後のプログラムの体系

地震防災プログラム (第1次) (H15~24年度)	
耐震化等の必要な基盤整備	1 建築物の耐震化
	1 県有施設の耐震化の推進
	防災上特に重要な県有施設の耐震化
	防災上重要な県有施設の耐震化
	県営住宅の耐震化
	2 病院の耐震化の促進
	3 社会福祉施設の耐震化の促進
	4 学校・幼稚園の耐震化の促進
	5 住宅の耐震化の促進
	6 その他公共施設等の耐震化促進
	2 ライフライン施設等の地震防災対策
	7 水道施設の耐震化等の対策
	8 下水道施設の耐震化等の対策
	9 その他ライフライン施設等の対策
	3 避難地等の整備による地域の安全化
	10 避難地・避難路の整備促進
	11 老朽住宅密集対策の促進
	12 農村地域防災設備等の整備促進
4 水害および土砂災害等防止対策	
13 ため池等の対策	
14 地すべり・急傾斜地崩壊防止対策	
15 治山・砂防対策	
5 物資等の輸送経路確保対策	
16 緊急輸送道路等の整備促進	
17 港湾の耐震化等の対策	
18 交通管制施設等の整備推進	
地震に備え・対応する体制づくり	6 組織体制等の強化
	19 組織体制強化と職員防災能力向上
	20 広域応援・受援体制の強化
	7 防災意識の高揚と地域防災力の強化
	21 自主防災組織の育成・強化
	22 災害時要援護者対策の推進
	23 地震防災意識の啓発
	8 災害ボランティアとの協働
	24 災害ボランティアとの連携強化
	9 必要な物資等の備蓄
25 医薬品・食糧等の備蓄	
10 被災後の復興体制強化	
26 被災者居住安定支援制度の創設	
防災機能の整備・充実	11 防災センター等の整備・充実
	27 防災センターの整備
	28 県データセンター機能の構築
	12 防災関係システム・設備等の整備・充実
	29 防災関係システムの整備・充実
	30 防災関係設備等の整備・充実
13 地震に関する調査研究等	
31 地震に関する調査研究等	

期間延長  
→

改訂後の地震防災プログラム (第2次) (H26~29年度)	
耐震化等の必要な基盤整備	1 建築物の耐震化
	1 県有施設の耐震化の推進
	防災上特に重要な県有施設の耐震化
	防災上重要な県有施設の耐震化
	県営住宅の耐震化
	2 病院の耐震化の促進
	3 社会福祉施設の耐震化の促進
	4 学校・幼稚園の耐震化の促進
	5 住宅の耐震化の促進
	6 その他公共施設等の耐震化促進
	2 ライフライン施設等の地震防災対策
	7 水道施設の耐震化等の対策
	8 下水道施設の耐震化等の対策
	9 その他ライフライン施設等の対策
	3 避難地等の整備による地域の安全化
	10 避難地・避難路の整備促進
	11 老朽住宅密集対策の促進
	4 水害および土砂災害等防止対策
12 ため池等の対策	
13 地すべり・急傾斜地崩壊防止対策	
14 治山・砂防対策	
5 物資等の輸送経路確保対策	
15 緊急輸送道路等の整備促進	
16 港湾の耐震化等の対策	
17 交通管制施設等の整備推進	
地震に備え・対応する体制づくり	6 防災体制等の強化
	18 職員防災能力の向上
	19 広域応援・受援体制の強化
	7 防災意識の高揚と地域防災力の強化
	20 自主防災組織の育成・強化の支援
	21 災害時要配慮者対策の促進
	22 地震防災意識の啓発
	8 災害ボランティア活動の支援体制の整備
	23 災害ボランティア活動の支援体制の整備
	9 必要な物資等の備蓄
24 医薬品・食糧等の備蓄	
10 被災後の復興体制強化	
25 滋賀県被災者生活再建支援制度の創設	
防災機能の整備・充実	11 危機管理センター等の整備・充実
	26 危機管理センターの整備
	27 県データセンター機能の構築
	12 防災関係システム・設備等の整備・充実
	28 防災関係システムの整備・充実
	29 県行政機関における庁内情報基盤の防災機能の強化
30 土地情報のデータ化	
31 防災関係設備等の整備・充実	
13 地震に関する調査研究等	
32 地震に関する調査研究等	

各事業主管課から提出された事業（第1次プログラムの事業のうち継続となる事業+H26年度からの新規事業（H25からの継続事業を含む））を整理し、体系化